

国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

(上川北部森林計画区)

北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
Ⅰ－２	計画に対する評価が量によるものだけなので、もう少し内容の評価についても報告があると良いと思います。 また、もう少し理解が深まるよう解り易い表現にすべき。	４	計画に対する評価は重要であると考えています。本文中のⅠ－２で前計画の実行結果の概要及びその評価を記載していますが、今後もこの評価の取りまとめについては、さらに工夫して参ります。 なお、用語解説については計画書の参考資料として掲載することを検討しております。
Ⅰ－３	生物多様性の観点からも希少野生生物については、一層の配慮をお願いしたい。	１	今後も森林の施業及び管理にあたっては希少野生動植物の取扱いについて、適切に対応して参ります。
Ⅱ第３ １、２	森づくりのために、間伐や造林・林道開設は粛々と進めなければなりません、主伐については慎重にやってほしい。	１	北海道国有林の人工林は齢級構成から今後は主伐期を迎える箇所が増加傾向にあるところです。 主伐については、育成複層林施業を主体とし伐採後の確実な更新を念頭に計画的に実施して参る考えです。